

## 京都市動物園サポーター制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 京都市動物園（以下、「動物園」という。）への寄付等を通じ、市民や事業者等に動物園運営に参画いただくことで、動物園を更に身近に感じていただくとともに、動物園の更なる魅力向上を実現するため、「京都市動物園サポーター制度」（以下「本サポーター制度」という。）を創設する。

### (制度概要)

第2条 本サポーター制度では、動物園に対する支援の方法に応じて、次の各号に掲げる各制度を設け、その詳細については、別途要領で定める。

(1) 商品提携サポーター制度

事業者等が、動物園と提携した商品を販売し、その売上額の一部を寄付することにより、動物園を支援する。

(2) エサ代サポーター制度

個人又は事業者等が、動物種ごとに飼料費に対する寄付金を寄付することにより、動物園を支援する。

(3) 看板広告サポーター制度

事業者等が、京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき、動物舎等に広告看板を掲示し、広告料金を納付することにより、動物園を支援する。

(4) 提案型サポーター制度

個人又は事業者等が、動物園への支援に関する提案を行い、提案を踏まえて決定した支援内容や方法により、動物園を支援する。

### (庶務)

第3条 本サポーター制度に関する庶務は、動物園が行う。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本サポーター制度の実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

### 附 則（平成27年4月1日決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。